

上田情報ビジネス専門学校学則

第1章 総 則

第1条 本校は、高等学校における教育の基礎の上に、商業実務ならびに工業に関する専門教育及び技術教育を施し、あわせて生徒の教養を深め、人格を高めることを目的とする。

第2条 本校は上田情報ビジネス専門学校という。

第3条 本校の位置は、上田市中心三丁目7番5号である。

第4条 校長は、本校の教育活動及び学校運営の状況について自己評価を行う。

2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。

3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を公表する。

4 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

第2章 課程・学科・修業年限・収容定員および教育

第5条 本校の課程・学科・修業年限・収容定員は、次のとおりとする。

	学 科	コ ー ス	修業年限	収容定員
工業専門課程	情報システム科		2年	70名
	建築インテリア科		2年	40名
商業実務専門課程	総合ビジネス科		2年	50名
	医療ビジネス科		2年	30名
	公務員総合科		2年	50名
	公務員科	行政事務コース	警察・消防コース	1年

第6条 本校の教育課程は、次のとおりとする。ただし、第10条で定める年間総時間数を下らない範囲内において履修科目・時間数を変更することができる。(単位：時間数)

工業専門課程	情報システム科	
	1年次	2年次
IT技術	120	
ITマネジメント	90	
ソフトウェア設計	120	
Cプログラミング実習	90	
Webプログラミング	60	
Pythonプログラミング	60	
Webデザイン	60	
システム構築	90	
組込みシステム	60	
キャリアプランニング	60	
プレゼンテーション	120	
自己表現	60	
言葉力	30	
卒業研究		120
セキュリティマネジメント		120
DXリテラシー		30
Javaプログラミング		120
Webアプリ開発		180
組込みシステム実践		60
サーバサイド技術		180
プレゼンテーションII		60
パソコン実習		90
計	1,020	960

工業専門課程	建築インテリア科	
	1年次	2年次
インテリア計画I	150	
建築計画	120	
建築構造・材料	120	
設計製図I	60	
設計製図II	60	
建築基礎	60	
CAD演習	60	
プレゼンテーションI	120	
パソコン演習	120	
自己表現	60	
言葉力	30	
キャリアプランニング	60	
インテリア計画II		150
建築法規		60
構造力学		90
建築施工		120
実験実習		60
設計製図III		60
建築演習		120
卒業設計		210
プレゼンテーションII		60
リテラシー		30
計	1,020	960

商業専門課程	総合ビジネス科	
	1年次	2年次
簿記I	270	
パソコン演習I	180	
ITリテラシー	30	
ビジネス基礎演習	60	
一般教養	60	
キャリアプランニング	60	
自己表現	60	
言葉力	30	
プレゼンテーション	120	
ビジネスデザイン基礎	120	
マーケティングI	30	
簿記II		270
パソコン演習II		210
ビジネス実務演習		60
プレゼンテーションII		60
マーケティングII		120
ビジネスデザイン演習		120
卒業研究		120
計	1,020	960

商業専門課程	医療ビジネス科	
	1年次	2年次
医療秘書概論	60	
自己表現	60	
言葉力	30	
プレゼンテーションⅠ	120	
キャリアプランニング	60	
簿記Ⅰ	270	
パソコン演習Ⅰ	180	
ビジネス基礎演習	60	
一般教養	60	
ビジネスデザイン基礎	120	
医療秘書		90
基礎医学Ⅱ		60
検査薬理Ⅱ		60
医療関連法規Ⅱ		60
医療事務Ⅱ		240
プレゼンテーションⅡ		60
ビジネス実務演習		60
パソコン演習Ⅱ		210
卒業研究		120
病院実習		30
計	1,020	990

商業専門課程	公務員総合科	
	(総合)	
	1年次	2年次
判断推理	60	60
数的推理	60	60
文章理解・文芸	60	60
政治・経済	30	
政治		30
経済		30
倫理・社会	30	30
日本史	30	30
地理	30	30
物理	30	30
地学	30	30
生物	30	30
化学	30	30
自己表現	60	
言葉力	30	
キャリアプランニング	60	
キャリアプランニングⅡ		30
パソコン実習Ⅰ	180	
パソコン演習ⅡExcel		90
パソコン演習ⅡWord		90
プレゼンテーションⅠ	120	
プレゼンテーションⅡ		30
ビジネス基礎演習	60	
ビジネス実務演習		60
簿記Ⅰ	90	
簿記Ⅱ		90
卒業研究		120
計	1,020	960

商業専門課程	公務員総合科	
	(行政事務)	
	1年次	2年次
判断推理	60	60
数的推理	60	60
文章理解・文芸	60	60
政治	30	30
経済	30	30
日本史	30	30
地理	30	30
物理	30	30
地学	30	30
生物	30	30
化学	30	30
自己表現	30	30
言葉力	30	30
キャリアプランニング	30	30
Word実習	90	90
Excel実習	90	90
簿記	90	90
ビジネス	60	60
計算実務	60	60
電卓	30	30
卒業研究	90	90
計	1,020	1,020

商業専門課程	公務員総合科	
	(警察・消防)	
	1年次	2年次
判断推理	60	60
数的推理	60	60
文章理解・文芸	60	60
政治	30	30
経済	30	30
日本史	30	30
地理	30	30
物理	30	30
地学	30	30
生物	30	30
化学	30	30
自己表現	30	30
言葉力	30	30
キャリアプランニング	30	30
Word実習	90	90
Excel実習	90	90
簿記	90	90
ビジネス	60	60
計算実務	60	60
電卓	30	30
卒業研究	90	90
計	1,020	1,020

商業専門課程	公務員科	
	行政事務コース	
	1年次	
判断推理	60	
数的推理	60	
文章理解・文芸	60	
政治	30	
経済	30	
日本史	30	
地理	30	
物理	30	
地学	30	
生物	30	
化学	30	
自己表現	30	
言葉力	30	
キャリアプランニング	30	
Word実習	90	
Excel実習	90	
簿記	90	
ビジネス	60	
計算実務	60	
電卓	30	
卒業研究	90	
計	1,020	

商業専門課程	公務員科	
	警察・消防コース	
	1年次	
判断推理	60	
数的推理	60	
文章理解・文芸	60	
政治	30	
経済	30	
日本史	30	
地理	30	
物理	30	
地学	30	
生物	30	
化学	30	
自己表現	30	
言葉力	30	
キャリアプランニング	30	
Word実習	90	
Excel実習	90	
簿記	90	
ビジネス	60	
計算実務	60	
電卓	30	
卒業研究	90	
計	1,020	

第3章 学年・学期および休業日

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日～9月15日

後期 9月16日～3月31日

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず前期終了日、後期開始日を変更することがある。

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 夏期休業 7月24日～8月23日

(4) 冬期休業 12月26日～1月8日

(5) 春期休業 3月16日～4月5日

(6) 開校記念日

(7) その他校長が定めた日

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

- 3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 授業日時数・始業修業の時刻および教職員組織

第10条 本校専門課程の授業日時数は次のとおりとする。

	1年次	2年次
年間授業日数	150日以上	150日以上
1週授業日数	5日 "	5日 "
1週授業時間数	34時間 "	32時間 "
年間総時間数	1,020時間 "	960時間 "

第11条 本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

午前9時10分～午後4時40分

- 2 前項の時刻は、季節により多少変更することがある。

第12条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教員 12名以上

(3) 事務職員 1名以上

第5章 入学・編入学・転科・退学・休学・転入および・転学

第13条 生徒の入学は毎学年の始めとする。

第14条 専門課程の入学資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれに準ずる学力を有する者で、校長が適当と認める者とする。

第15条 入学志望者は所定の入学願書（別紙1）に選考料 20,000 円を添えて校長に提出しなければならない。

第16条 校長は入学者の選抜を行う。

第17条 入学を許可された者は、入学日までに所定の誓約書（別紙2）および住民票の写しを校長に提出しなければならない。

第18条 本校への編入学を希望する者がある場合、学修の進展が同程度であり、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上校長が許可することがある。

- 2 編入ができる年次は、2年制学科の2年次とする。

第19条 本校の学生であって、他の学科に転科を希望する者がある場合、やむを得ない事情があり、転科後の学修に支障がないと認めた場合には、選考の上校長が許可することがある。

第20条 退学又は休学しようとする者は、退（休）学願（別紙3）を校長に提出し、その許可を得なければならない。

第21条 転入・転学は原則として認めない。

第22条 第5条に定める課程を修了した者は、研究科に入学することができる。研究科の教育課程については別に定める。

第6章 学習評価、課程修了の認定及び卒業

第23条 学習評価に関する事項は校長が別に定める。

第24条 課程修了の認定は、出席時数および平素の成績、操行勤怠等を評価して校長が別にこれを定める。

第25条 前条の規定により、生徒が本校所定の課程を修了したと認められるときは、校長は卒業証書（別紙4）を授与する。

- 2 第1項により、工業専門課程および商業専門課程の2年制以上の課程を修了した者には、それぞれ専門士（工業専門課程）、専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。

第26条 授業料は、年額次のとおりとする。

専門課程	科・コース	授業料
工業専門課程	情報システム科・建築インテリア科	640,000 円
商業実務 専門課程	総合ビジネス科・医療ビジネス科	640,000 円
	公務員総合科・公務員科	700,000 円

- 2 前項の授業料は出席の有無にかかわらず、別に定める日までに納めなければならない。

第27条 入学を許可された者は、入学金 200,000 円を納入しなければならない。

第28条 生徒は下記設備負担金を別に定める日までに納入しなければならない。

専門課程	科・コース	設備負担金
工業専門課程	情報システム科・建築インテリア科	260,000 円
商業実務 専門課程	総合ビジネス科・医療ビジネス科	210,000 円
	公務員総合科・公務員科	130,000 円

第29条 すでに納入した授業料、入学金等は理由の如何にかかわらず返還しない。

ただし、入学年度の前年度末日（3月31日）までに入学辞退届が提出された場合は、入学金以外の学費を返金する。

第7章 賞 罰

第30条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

第31条 校長は教育上必要があるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

- 2 前項の懲戒は、訓戒、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第8章 寄宿舎

第32条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第9章 健康診断

第33条 教職員および生徒の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 別 科

第34条 本校に別科を設けることができる。
別科の規則については別に定める。

付 則

1. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する
2. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する
3. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する
4. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する
5. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する
6. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する
7. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する
8. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する
9. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
10. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
11. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
12. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
13. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
14. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
15. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
16. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
17. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
18. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 3 年度入学の 2 年制学科生徒については、令和 3 年度の学科名・コース名を適用する。
19. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
20. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。ただし、2 年制学科 2 年生の学費(令和 5 年度入学生)については令和 5 年度学則の学費を適用する。
21. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 6 年度入学の学生については、令和 6 年度学則の学科名、学費を適用する
22. この学則について必要な事項は、校長が別に定める。